

# 社会福祉法人 ひいらぎ福祉会 ひいらぎ保育園運営規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 社会福祉法人ひいらぎ福祉会が経営するひいらぎ保育園(以下「本園」という。)は、児童福祉法(以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法(以下「子育て法」という。)、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」並びに板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づいて保育認定子ども(以下「入所児」という。)の保育を行うことを目的とし、運営に必要な事項を定めるものとする。

### (運営方針)

第2条 本園は、法に基づき以下の方針のもと入所児の保育に万全を期すものとする。

- (1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、家庭を離れる時間の長い入所児に、温かい家庭的な保育を行う。
- (2) 子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って保育を提供し、入所児の無限の可能性を信じ、本来持っている能力を伸ばす保育を行う。
- (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 家庭との連携を密にし、園と家庭との理解、協調を目指す。

### (名称)

第3条 本園は、ひいらぎ保育園と称する。

### (所在地)

第4条 本園を東京都板橋区西台2丁目22番4号に置く。

## 第2章 職員及び職務

### (職員の職種及び員数)

第5条 園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 主任保育士 1名
- (3) 保育士 15名
- (4) 看護師 1名
- (5) 調理員(栄養士含む)等 4名
- (6) 嘱託医 1名

(7) 歯科嘱託医 1名

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第6条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第43条に該当するものうちから理事長が任命する。ただし、保育士については、法第18条の4に規定する保育士であることを要する。

(職務)

第7条 園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。

2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。

3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4 看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

5 栄養士は給食業務の総括を行う。

6 調理員は給食業務に従事する。

7 嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。

(職務の心得)

第8条 職員は、この規程及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

### 第3章 文 書

(文書の取扱)

第9条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第10条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(記録の整備)

第11条 本園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。(保存期間は法令通り)

2 保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

(1) 保育の提供に当たっての全体的な計画、指導計画

(2) 保育の提供の記録

(3) 保育所保育要録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) その他の記録

#### 第4章 定員

(定員)

第12条 本園の認可定員は95名とし、その内訳は次のとおりとする。

認定区分	年齢区分	定員
2号	4歳以上児	35名
	3歳児	15名
3号	1・2歳児	30名
	0歳児	15名

(特別利用保育等)

第13条 前条にかかわらず、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができるものとする。

2 連続する過去の2年間で各年齢定員が年間平均で20%以上増加または減少した場合には、保育園全体または各年齢ごとに定員の見直しを行う場合がある。

#### 第5章 入園及び退園

(事前説明)

第14条 入園を希望する保護者に対して、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応内容等の事前説明を行うものとする。

(入園)

第15条 保育を必要とする乳児、幼児その他の児童のうち、本園に入園を希望する場合は、居住する区市町村(以下「区市町村」という。)指定の施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書に必要事項を記載し、区市町村長に申し込むものとする。

2 本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、板橋区が入園希望者全員にわたり板橋区保育の実施に関する取扱要綱に沿って利用調整を行い、入園する者を決定するものとする。

3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

(退園)

第16条 現に在園中の入所児が板橋区保育の利用要綱第8条に該当する場合または退園を希望するときは、保護者より居住する市区町村に対し退園届を提出してもらい退園してもらうものとする。

2 私的契約児で理由なく保育料を3か月以上滞納したとき。

## 第6章 保育の内容

### (平等の原則)

第17条 本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によって差別的な取扱いをしない。

### (保育の提供)

第18条 入所児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

2 保育所保育指針による発達段階をふまえ、保育の全体的な計画に基づき年齢別のクラスで園生活を送ることを基本とし、また、入所児一人ひとりの成長段階を踏まえた上で実際には養護と教育が一体となった保育を展開していくものとする。

### (保育の提供時間)

第19条 本園の通常保育時間は午前7時から午後6時までの11時間とする。ただし、保育短時間入所児については、以下の表のとおりとする。

認定区分	年齢区分	保育必要量	
		保育標準時間	保育短時間
2号	4歳以上児	午前7時から 午後6時まで	午前8時45分から 午後4時45分まで
	3歳児		
3号	1・2歳児		
	0歳児		

### (日課及び年間行事)

第20条 日課及び年間行事については別に定める。

### (休日)

第21条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日より1月3日まで

### (欠席)

第22条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

### (休園)

第23条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

2 指定感染症等の伝染性感染症が蔓延した場合には、自治体の指導の下、保育園を一定期間閉園する場合がある。

(延長保育)

第 24 条 延長保育事業として、保育短時間認定子どもにあっては午前7時から午後7時までの間の8時間を超える時間、保育標準時間認定子どもにあっては午後6時から午後7時までの1時間の延長保育を実施する。

2 延長保育については別途延長保育料を必要とする。

(障害児保育)

第 25 条 心身に障害のある保育認定子どもで、本園で保育が可能な保育認定子どもの保育を行う。

2 心理相談員等の専門職による発達障がい児の早期発見と早期支援を行う保育所等訪問支援を受け、保護者及び担当職員へ助言を行い、適切な支援につなげる。

3 園に在籍する障がいのある保育認定子ども及び特別な配慮が必要な保育認定子どもに対して、個々の発達の特性に配慮する点など、保育認定子どもの支援に必要な助言を行うとともに、「個別の支援計画」の策定に関する支援を行う。

(登降園)

第 26 条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

## 第7章 費用

(費用)

第 27 条 保育料は区市町村の定めた額とする。

2 延長保育料は、別に定める延長保育規程による。但し、区市町村の規定により免除されるものを除く。

3 行事等の際に必要な場合は事前説明をした上、別途必要経費を徴収することがある。

4 私的契約児の保育料は、保育単価及び区市町村の委託費、補助金を基準として、別に定める。

## 第8章 保育に係る留意事項

(虐待等の禁止)

第 28 条 園長は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2)入所児に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施

(3)その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、入所児に対し、児童福祉法第33条の10及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条の規定により、次のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(1)殴る、蹴る、体罰等入所児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為。

(2)合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与え

ずに長時間作業を継続させる行為。

- (3)廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5)食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6)入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7)乱暴な言葉かけ(暴言、怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8)本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9)性的な嫌がらせをすること。
- (10)当該入所児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第 29 条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(食事)

第 30 条 本園において入所児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法につい

て栄養並びに入所児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によるものとする。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。
- 3 本園は、入所児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

(感染症対策)

第 31 条 本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定する。
- (2)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため職員会議において年1回以上話し合いを持つ。
- (3)その他関係通知の遵守、徹底する。

(健康管理)

第 32 条 園長、看護師は常に入所児の健康に留意し、0歳児は月1回、その他入所児は年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員の検便は毎月これを実施するものとする。

(衛生管理)

第 33 条 本園は、環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第 34 条 保育の提供を行っているときに入所児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該入所児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 35 条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3)事故発生の防止のための職員に対する研修を行う。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

(相談及び援助)

第 36 条 本園は、常に入所児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所児又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(相互信頼関係の構築)

第 37 条 入所児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(業務の質の評価)

第 38 条 業務の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

(秘密の保持)

第 39 条 本園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項につい

ては、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、本園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（財務諸表の公表）

第40条 本園に係る財務諸表等の公表については、関係法令によるものとする。

（苦情対応）

第41条 入所児又は入所児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について苦情申出者に報告する。
- 3 苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

## 第9章 非常災害対策

（非常災害対策）

第42条 園長又は防火管理者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努める。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月1回は、これを行うものとする。
- 3 台風や震災等により利用者や職員の生命に危険が生じると推測される場合は一定期間保育園を閉園する場合がある。

## 第10章 地域活動事業等

（地域連携）

第43条 本園は、町会及び小学校、中学校等との連携を行い地域活動の充実に寄与する。

## 第11章 雑則

（改正）

第44条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人ひいらぎ福社会理事会の議決を経るものとする。



付則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂